

定員に達しましたので、募集を締め切りました。

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため安全衛生法令が改正され、高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第41号）の規定により、事業者に特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しましたので、当該作業に従事する方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内します。

記

1. 日時 令和6年11月28日(木) (学科) 9:00~14:30 (受付8:45から)
(実技) 14:40~16:50

2. 場所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)

3. 日程

[学科]

科目	時間	講師
①作業に関する知識	9:00~10:00	1級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉森英樹氏
②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	
③労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	
④関係法令	14:00~14:30	

[実技] 14:40~16:50(2時間10分、休憩含む)

4. 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1人 10,000円 (テキスト代込)
(消費税10%対象、内税909円)
非会員 1人 12,000円 (テキスト代込)
(消費税10%対象、内税1,090円)

5. 申込方法

(1) 受講定員は30名です。定員になり次第募集を締め切ります。

(2) **令和6年11月20日(水)**までに別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へ申込んで下さい。受講料は、申込み締切日までに、ご持参・現金書留・銀行振込によりお支払い願います。

※振込先

口座番号	鳥取銀行倉吉支店(普)	0207231
名義人	(一社)鳥取県労働基準協会中部支部	